

法科大学院進学プログラム（法曹コース）について

2021年12月 神戸大学法学部

神戸大学法学部では、法科大学院に進学し、法曹（裁判官・検察官・弁護士）を目指す学生を対象に、「法科大学院進学プログラム（法曹コース）」を設置しています。以下では、このプログラムの内容について説明します。

Ⅰ 法曹になるには

法曹になるには、国家試験である司法試験に合格し、司法研修所（最高裁判所に置かれた研修機関）における1年間の司法修習を終了することが必要です。

司法試験を受験するには、法科大学院（未修者コースは3年間、既修者コースは2年間）を修了するか、司法試験予備試験に合格することが必要です。

法科大学院に進学するには、通常は大学の学部を卒業することが必要ですから、法科大学院（既修者コース）を経て司法試験を受験するまでに、これまでは、

学部4年間＋法科大学院2年間＝計6年間

の時間が必要でした。

「法曹コース」は、法学部と法科大学院の連携を強化することにより、

学部（「法曹コース」）3年間＋法科大学院2年間＝計5年間

で司法試験の受験資格が得られるようにした教育プログラムです。ただし、従来通り学部を4年間で卒業することを目指す人も、対象になります。

また、司法試験の受験時期も、従前は法科大学院の修了後とされていたので、法科大学院を修了してから司法試験に合格し司法修習が開始するまでにタイム・ギャップが生じていました。しかし、今後は、法科大学院在学中に司法試験が受験できるようになり（毎年7月を予定）、合格すれば、タイム・ギャップなしに司法修習を受けてより早い時間で社会に出ることが可能になります。

2021年度学部入学者を例にとると、司法修習までのタイムスケジュールは次のようになります。

【早期卒業・在学中受験をしない場合】

2021年学部入学→2025年3月卒業・4月LS入学→2027年3月LS修了・7月司法試験受験（修了後受験）→（合格すれば）2028年3月司法修習開始

【早期卒業・在学中受験をする場合（最短）】

2021年学部入学→2024年3月卒業（3年次早期卒業）・4月LS入学→2025年7月司法試験受験（在学中受験）→（合格すれば）2026年3月LS修了・司法修習開始

* 早期卒業をするか否か、在学中に司法試験を受験し合格するか否かに応じて、司法修習開始までの年限は変わることになります。

II 神戸大学法学部における「法曹コース」

神戸大学法学部では、この教育プログラムを「法科大学院進学プログラム（法曹コース）」という名称で設置しています。「法曹コース」という言葉は、文部科学省が用いている名称で、全国の大学の法学部・法科大学院で一般的に用いられています。ところが、神戸大学法学部には従来から「履修コース制」があり、「法曹コース」という言葉をそのまま用いると、「履修コース制」と紛らわしいため、正式名称としては「法科大学院進学プログラム（法曹コース）」と呼ぶことにしました。文部科学省がいう「法曹コース」に当たるものを、学内的には履修コース制とは区別された教育プログラムとして設置することを明確にするためです。ただし、教員も学生も、口頭では通称で「法曹コース」と呼ぶことが多いです。

以下の説明では、神戸大学法学部の「法科大学院進学プログラム（法曹コース）」は「プログラム」と呼び、他大学にも共通する文部科学省の制度は「法曹コース」と呼ぶことにします。

* 「履修コース制」とは、法学部生が全員3年生になるときに、「司法コース」「企業・行政コース」「政治・国際コース」の3つのコースからいずれか1つを選択しなければならない制度をいいます。プログラム登録生であっても、履修コースの選択は必要です（選択をしていないと、卒業できません）。

III プログラムの概要

1. 定員（細則 2 条・3 条 4 項）
 - ・ 各学年 40 人程度（GPA による選考の可能性あり）
2. 登録時期（細則 3 条）
 - ・ 2 年生から（1 年次末に申請）
 - ・ 3 年生から（2 年次末に申請）
3. 継続要件（細則 4 条）
 - ・ 2 年次末に卒業要件単位（全学共通＋専門）を 60 単位以上修得していること
4. 修了要件（細則 5 条・別表第 1～第 3）
 - ・ 別表第 1（必修）：基本 7 法（行政法 II・商法 IIA・IIB を除く）
 - ・ 別表第 2（選必）：少人数授業
 - ・ 別表第 3（選必）：基礎法・法社会学
5. キャップ制の特例（細則 6 条）

以下の要件を充たせば、翌年度のキャップが 46 単位→52 単位に

 - ・ 1 年次末：専門科目 20 単位以上＋GPA 3.0 以上
 - ・ 2 年次末：GPA 3.0 以上
6. 3 年次早期卒業の特例（細則 7 条）
 - ・ 卒業要件充足
 - ・ プログラム修了要件充足
 - ・ 3 年次末の GPA 3.3 以上

* 早期卒業ではなく、学部を 3 年次末で退学して、法科大学院に「飛び級」で入学する方法もある。
7. 少人数授業の優先履修
 - ・ 法解釈基礎（2 年次）
 - ・ 応用法律（3～4 年次）
8. 高度教養科目の前倒し履修
 - ・ 法学部開講の高度教養科目に限り、2 年次前期からの履修が可能
 - ・ ただし、卒業には、この他に、他学部開講の高度教養科目 2 単位上の履修が必要
9. 民法・刑事訴訟法の前倒し履修
 - ・ 民法Ⅳ（3 年前期配当）→2 年前期に履修可（民法Ⅱと並行）
 - ・ 民法Ⅴ（3 年後期配当）→2 年後期に履修可（民法Ⅲと並行）
 - ・ 刑事訴訟法（3 年後期配当）→2 年後期に履修可

プログラムの概要は上の表のとおりです。以下、各項目のポイントを説明します。上の表の「細則」とは、『学生便覧』（2021年版は124頁以下）に掲載された「法科大学院進学プログラム（法曹コース）に関する細則」の各規定のことです。在學生は、「細則」の規定も必ず読んでおいてください。

1. 定員

40人で選考ありとなっていますが、過去の登録者数は、1期生（2019年度入学者）27人、2期生（2020年度入学者）33人で、いずれも定員内でしたので、選考は行っていません。40人の定員は、例年の各学年の法科大学院志望者数を考慮し、選択必修となっている少人数授業の履修機会の確保の観点から定めたものです。必要以上に絞り込みをする趣旨ではありませんので、関心のある方は臆せずに応募してください。

2. 登録期間

例年、1～2月頃、教務グループからうりぼーネット等を通じて登録の案内があります。

3. 継続要件

2年次末までに60単位以上の修得は、必要最低限の単位数なので、通常のカリキュラムどおりに履修していれば、無理なく充足できるはずです。

4. 修了要件

修了要件は、プログラムを修了するために必要な科目・単位であり、卒業するためには、これとは別に、卒業要件を充足する必要があります。卒業要件の詳細は、『学生便覧』に掲載の神戸大学法学部規則7条および別表を見てください。なお、専門科目は、履修コースごとに卒業要件が異なります。プログラムの修了要件は、履修コースのうち「司法コース」と共通する部分が多いので、履修コースの選択は「司法コース」をお勧めします。

5. キャップ制の特例

一般のキャップ制の緩和要件とは異なる要件（GPA要件はやや有利）が適用されます。なお、一般のキャップ制の緩和要件を充たしていれば、そちらの適用を受けることもできます。

6. 3年次早期卒業の特例

一般の早期卒業の要件とは異なる要件（GPA要件はやや有利）が適用されます。なお、一般の早期卒業の要件を充たしていれば、そちらの適用を受けることもできます。

早期卒業は希望制なので、希望をしていないのに、3年次末に要件を充たしたからといって無理やり卒業させられることはありません。希望者は、教務グループからの案内に従って、

所定の時期に早期卒業希望調書を提出してください。

早期卒業と「飛び入学」の違い

早期卒業は、学部の学修を3年間終えた段階で卒業することであり、「学士」の学位が授与され、4年間（以上）で卒業した人と同じ資格をもちます。

「飛び入学」は、学部を卒業せずに、大学院に進学することをいいます。学部は中退扱いとなり、「学士」の学位も授与されません。「飛び入学」を認めるかどうか、認めるとしてどのような要件で認めるかは、進学先の大学院が決めることなので、神戸大学法学部としては特に制度や要件を定めていません。

「飛び入学」をした場合には、進学先の大学院を修了し、「法務博士」（法科大学院の場合）や「修士」（一般の大学院の場合）の学位を授与されれば、学部が中退であること（「学士」の学位をもっていないこと）はまず問題となりません。しかし、進学先の大学院を修了できなかった場合には、最終学歴の点で、その後の就職や進学に不利な影響が出るおそれがあります。

7. 少人数授業の優先履修

プログラムの選択必修科目となっている少人数授業を確実に履修できるように、プログラム登録生は優先履修ができることになっています。詳しくは、『学生便覧』に掲載の「基礎科目に関する申合せ」および「応用法律科目に関する申合せ」を参照してください。

8. 高度教養科目の前倒し履修

卒業要件として、高度教養科目4単位以上（そのうち2単位以上は他学部開講の科目を含まなければならない）の履修が必要です。高度教養科目の履修は、原則として3年次から（一部科目については2年次から）可能となっていますが、プログラム登録生は、法学部開講の高度教養科目に限り、2年次前期から履修可能となっています。具体的に履修できる科目は、「うりぼーポータル」に掲載の各学部の開講科目一覧表に掲載されています。開講科目は毎年度更新されますので、必ず最新版を参照してください。

なお、他学部開講の高度教養科目の多くは抽選登録となっていますので、履修漏れのないように計画的に履修してください。

うりぼーポータル 高度教養科目の開講科目一覧表

https://www.office.kobe-u.ac.jp/stdnt-kymsys/student/blue11/index_kodokyouyou%20kamoku201702_1.html



9. 民法・刑事訴訟法の前倒し履修

法学部のカリキュラムは、『学生便覧』に掲載の「授業科目年次配当表」の記載された配当学期に履修するのが最も学習効果が上がるように設計されていますが、プログラム登録生は、3年次の秋の法科大学院入試に対応できるように、民法の一部科目と刑事訴訟法については、前倒しで履修することが認められています。

ただし、民法については、Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴの順番通りに履修するのが最も学習効果が高いので、履修に余力のある人以外は、普通の順番で受けてください。

* 神戸大学法科大学院以外の法科大学院を3年次の秋に受験する可能性のある人は、志望する法科大学院の募集要項等で、入学試験の民法の出題範囲を確認してください。民法Ⅴで扱われる範囲（家族法＝親族・相続）が出題範囲に含まれる場合には、3年後期に民法Ⅴを履修すると、入試までに全範囲が終わらないので、2年後期に前倒し履修することをお勧めします。神戸大学法科大学院の入学試験は、民法は財産法から出題され、民法Ⅴで扱われる範囲は含まれませんので、前倒し履修をしなくても対応できます。入学試験の出題範囲は、募集要項に記載されています。

神戸大学法科大学院 入試情報

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/LawSchool/admissions/>



IV 法科大学院への進学

プログラム修了見込者は、法科大学院の法曹コース生対象特別入試を受験することができます。特別入試には、次の2種類があります。(このほか、プログラム修了見込みであるか否かを問わず受験できる一般入試もありますが、これについては説明を割愛します。)

1. 5年一貫型教育選抜

プログラム修了見込者は、神戸大学法科大学院の「5年一貫型教育選抜」を受験することができます。この入試は、法学部で法曹養成のための基礎的な教育を受けていることを前提に、書類審査と口頭試問のみで選抜を行うものです。

*「5年一貫型教育選抜」の受験資格があるのは、当該法科大学院が法曹養成連結協定を締結している法学系学部の「法曹コース」の修了見込者だけです。神戸大学法学部は、神戸大学法科大学院とのみ、法曹養成連携協定を締結しています。

2. 開放型選抜

プログラム修了見込者は、神戸大学法科大学院を含め、「開放型選抜」を実施しているすべての法科大学院の「開放型選抜」を受験することができます。「開放型選抜」の選抜方法は、法科大学院によって異なりますが、神戸大学法科大学院では、書類審査と筆記試験により選抜を行っています。

*「開放型選抜」は、法曹養成連携協定の締結の有無にかかわらず、「法曹コース」修了見込者なら誰でも受験資格があります。ただし、「開放型選抜」を実施していない法科大学院もあります。

いずれの選抜方法によるにせよ、法科大学院に進学するには、志望する法科大学院の入学試験に合格する必要があります。プログラムを修了しただけで、自動的に法科大学院に進学できるわけではありません。

入試制度や選抜方法の詳細は、各法科大学院のウェブサイトや募集要項を参照してください。

神戸大学法科大学院 入試情報

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/LawSchool/admissions/>



V プログラム登録生へのサポート

プログラム担当教員による履修指導や、神戸大学法学部卒業生で法科大学院に在学している先輩による勉強方法相談会などの実施を予定しています。また、神戸大学法科大学院が法科大学院生向けに行っているイベントへの参加が認められることもあります。

VI お問い合わせ

プログラムについてのお問い合わせは、神戸大学法学部教務グループまでお願いします。
law-kyomu-gakubu@office.kobe-u.ac.jp

「法曹コース」の一般的説明は、文部科学省のポータルサイトも参照してください。
<https://www.mext.go.jp/3plus2/>

